

第 7 5 号議案

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 9 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市特別職職員の給与等に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の25」を「100分の15」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。